

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第383回

令和2年11月9日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第383回 議事録

1. 日時

令和2年11月9日(月) 13:30～14:11

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

猪俣 勝己 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中川 淳 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

河本 彰誠 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

津金 秀樹 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原燃株式会社

小田 英紀 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計)

大久保 哲朗 再処理事業部副事業部長(設工認総括補佐)

松岡 真吾 再処理事業部 再処理工場 技術部 部長(設工認)

山地 克和 再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課長

伊藤 佳明 再処理事業部 再処理工場 許認可業務課 課長(設工認検査)

蝦名 哲成 再処理事業部 新基準設計部長

兼 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループリーダー(部長)

瀬川 智史 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループ 副長

菱沼 義幸 再処理事業部 品質保証部長

越智 英治	再処理・M O X 燃料加工安全設計総括
高橋 康夫	再処理事業部副部長（設工認）
佐川 貴人	再処理事業部 新基準設計部 機器耐震グループリーダー（課長）
佐藤 直道	再処理事業部 再処理工場 技術部 許認可業務課 副長
淵野 悟志	濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長
高松 伸一	燃料製造事業部副事業部長（新規制基準）
篠崎 義徳	再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課長
成田 厚生	再処理事業部 品質保証部 品質保証課 課長
工藤 公也	再処理事業部 品質保証部 事業者検査課 課長

4．議題

（１）日本原燃株式会社再処理施設の設計及び工事の計画の認可の審査等について

5．配付資料

資料１ 再処理施設等の設工認の対応状況について

6．議事録

田中委員 それでは、定刻になりましたので、第383回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は、日本原燃株式会社再処理施設の設計及び工事の計画の認可の審査等についてであります。

本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、日本原燃はテレビ会議システムにより参加となっております。

本日の審査会合での注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

本日もテレビ会議での開催ということで、説明者はこれまでどおり、名前とそれからページ番号を明確にして説明をしてください。

資料のほうは可能な限りモニターに映すなど、分かりやすい説明に心がけてください。

以上です。

田中委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、これまでの審査会合において設工認申請書の作成等の状況について説明を受けたところであります。

本日は、審査会合での指摘を踏まえた現在の状況について、資料の1でしょうか、御説明をお願いいたします。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃株式会社の松岡です。

再処理施設等の設工認の対応状況について、資料1を使って御説明いたします。

2ページ目をお願いします。前回10月20日の会合では、6月24日、それから9月30日の規制庁文書を受けまして、当社が行ってきました設工認申請に向けての三つの活動、申請対象設備の選定、それから類型化、申請図書作成につきまして、それぞれの課題と見通しを御報告いたしましたところです。

その後、当社内での業務の進め方を見直すとともに、実用炉に倣いまして、再処理等でも体系的に整理し、申請する上での課題解決方針、それからアウトプットのイメージなどを電力の支援を受けて明らかにしまして、また規制庁へ行政相談することにより、概ね前回お示しした見通しに沿って進捗させることができました。

本日は、再処理施設の対応状況を御報告いたします。

3ページ目を御覧ください。まず、活動の3本の柱の一つ目、申請対象設備の選定の状況です。

まず、選定の考え方につきましては、実用炉の考え方を基に再処理向けの選定ガイドというものを作成いたしました。この対象設備の考え方は、既に認可いただきました既存の設備に、新規基準で追加となった安全対策設備、これを加えたものになります。現在、このガイドに基づきまして、設備を所管している施設課において対象設備の選定を実施しております。

この選定作業は、11月中旬に完了する予定としておりまして、これは前回の会合でお示ししました見通しに沿ったものになってございます。

この選定作業で得られました結果は、後ほど御説明いたします類型化の対象設備に反映するとともに、その記載ツールを三つに分類して、申請書の記載そのものにも反映をいたします。

最後に、施設課が選定作業を行う中で迷う、悩むようなケースがあれば、事務局ほかがしっかり関与しまして、ガイドに反映するですとか、場合によっては、規制庁へ行政相談

を行うなどにより、しっかりと施設課へフィードバックし、11月中旬の完了を目指す所存です。

4ページ目を御覧ください。こちらは前回会合の見通しと対比させる形で説明を詳細化したものです。本日は、この説明は割愛させていただきます。

5ページを御覧ください。こちら先ほどの御説明をスケジュールで表したものになります。詳細は割愛いたしますが、一番下、11月中旬に対象設備の選定を完了する予定というふうに示してございます。

6ページ目を御覧ください。こちら対象設備の仕様の記載程度を三つに分類するという考え方をフローで示したものになります。

7ページをお願いします。こちらは、ただいまのフローとも関連しますが、対象を申請書で詳細に仕様を示す必要がある設備を、こちら系統図のほうを色塗りをしながら対象を確認するという作業のイメージ図になってございます。

今度は8ページ目をお願いします。8ページ目からが、活動の二つ目の柱となります類型化です。こちら効率的な審査のための類型化になりますが、技術基準の各条文の要求を満たすというために設備の設計を行って、その中で解析等の評価を行っていきませんが、再処理は対象設備が多いためにこの評価内容を類型化することが効率的な申請、審査の上で重要になってまいります。

これまでに類型化を実施するための評価項目の抽出を完了してございます。また、先行で分離建屋、それから、高レベル廃液ガラス固化建屋の重要度の高い機器に対して設計上の評価項目の整理を行ってございます。ここで評価できた事項を基に類型化ガイドを今作成し、対象設備を広げて類型化作業を行っているところです。

この類型化作業は、代表設備の選定を含めて、11月中旬に完了する予定としており、これは前回会合でお示した見通しに概ね沿ったものになってございます。この類型化の結果は、効率化の観点で、設工認申請書の構成に反映いたします。また、並行して分割申請を行う場合の代表設備の選定の考え方も整理してまいります。

それでは、9ページ目をお願いします。こちら先ほどと同様に、前回会合との対比で詳細説明をしたものになります。説明は割愛させていただきます。

10ページ目を御覧ください。こちら類型化のスケジュールになります。こちらも詳細はちょっと割愛しますが、下から2行目、代表設備の選定を待つて類型化とセットで含めまして10月中旬の完了を見込んでおります。

11ページ目を御覧ください。こちら今回の申請で類型化する上で評価が必要となる技術基準の条文を抜粋したものになります。

それから、12ページ目を御覧ください。ここから3ページにわたって、ちょっと類型化の検討のイメージになります。

13ページ目を御覧ください。こちらの評価をしようとする条文の特定として特定した条文に対し具体的な評価項目とする。それから、特定した評価項目に対しまして内容に着目し、分類を実施というイメージを示してございます。

14ページ目をお願いします。あと、こちら縦軸の対象設備、横軸の評価項目を採った類型化マトリクスのイメージになってございます。

それでは、15ページ目をお願いいたします。ただいまの類型化と当社が計画しております分割申請といったものとの関係を説明いたします。考え方といたしまして、申請に当たっては、以下3点示してございますが、例えば建物のようなものは、設備、機器の間接支持機能を有するといった、そういう関係もございませぬので、機器等の申請と同時、または先行して申請するですとか、あと二つ目のポツにありますような重大事故の対処設備、こちら設計の期間を要すると、そういったことを考慮しまして分割をいたします。

二つ目のレ点になりますが、こういったものを類型化して、代表する設備で評価方法、評価結果を説明すると。

(2)ですが、こちら類型化と設工認申請書の関係になりますが、基本方針、仕様表と言っているのは、この本文と読んでおるところで、こちら効率的な申請、審査が必要があれば類型化に応じた構成といたしますし、添付書類、こちらのほうは、説明書ごとに評価方法、評価結果を合理的に説明できるよう、特に工夫を要するところと考えてございます。

(3)類型化と分割申請計画との関係になりますが、あと、こちら評価項目ごとに類型化したグループの中から最初に申請する回次の設備、こちらを代表設備として選定し、効率的な説明を行います。

それから、後次回の申請において、評価方針が既に出した申請回次に含まれている場合は、既申請を引用して効率的に説明するという、そういう計画を考えてございます。

あとは、16ページ目をお願いします。こちら活動の三本柱の申請図書の作成になります。

これまで社内では、設工認申請書作成要領の案といったものを使って試行を行いつつ、また申請図書に記載すべき情報の収集、こういったことを行ってまいりました。

先ほどの対象設備の選定、それから類型化の結果を受けまして設工認申請書の作業増量

への反映を行いまして、11月中旬より各施設課にて設工認申請書の作り込みのほうに入りまして、12月中旬の申請を見込んでございます。

また、並行しまして、評価を伴わない条文の記載の仕方を検討するとともに、再処理以外の当社事業であります廃棄物管理施設、それからMOX燃料加工施設なども考慮し、効率的な申請審査を検討いたします。

17ページ目をお願いします。こちら同様に詳細になりますので、本日は割愛いたします。

18ページ目をお願いします。こちらが今日の資料最後のページ、申請図書のスケジュールになります。

先ほど申し上げたとおり、活動の一つ目、申請対象設備の選定、それから二つ目の類型化、この結果を基に要領を設定し、申請書を作成、12月中旬に申請する見通しであります。

ちょっと総括になりますが、冒頭で申し上げましたとおり、前回会合から概ね計画どおり進捗してございますが、これは実用炉に倣って再処理等で体系的に整理し、申請するという上で課題の解決方針であったりとか、アウトプットのイメージ、こういったものを当社自身が明らかにすることの重要性を改めて認識しまして、そこに電力支援を得て、また、規制庁に行政相談に乗っていただいた結果だというふうに考えてございます。

引き続きまして、当社が主体性を持ち、電力支援、それから行政相談をいただき、12月中旬の申請を目指す所存であります。

事業者からの説明は以上になります。

田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

河本チーム員 規制庁、河本です。

まず、全体のことについて質問させていただきます。体制のことについてです。

前回までの審査会合で作業体制の見直しの説明がございましたが、その後も面談等の状況を鑑みますと、類型化のまとめ方など継続して手戻りや作業方針の認識の違いが見られました。

今後、申請書の作成に入っていくということの説明がありましたが、これから指示、チェック体制などをどのようにするのか説明してください。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃、松岡です。

今、御指摘がありましたとおり、我々社内の体制は前回お示ししたものを基に、社内の

手戻りを防ぐべく、作業の指示の出し方であったりとか、質問の受け止め方、そういったものを改善してまいったところですが、指摘のとおりの方が規制庁への面談の際に、我々自身も自覚したところでございます。そこは御指摘のとおりです。

その後、今指摘のところにつきましては、類型化、申請対象設備とともに社内的にガイドといったものを設定し、施設管理の指示を明確にし、進めてきておるところです。

御指摘のありました申請図書の作成、これから物量もかなり多うございますので、これまで、前回会合以降、進めてまいったこの指示の明確化、各課の悩みの受け止め方、そういったところをこの作成要領、申請書の作成要領を改めて案の段階からしっかりと、我々としてもしっかりとどの班か、バージョンかといったことを示し、質問があればそれを見直した上で、しっかりと各課のほうにそれを周知して、手戻りがないように進めていく所存でございます。

以上です。

河本チーム員 規制庁、河本です。

PDCAを回すときには、大きなループを回すだけというのではなくて、小さくて早くPDCAを回すということが、大きな手戻りをなくす一つ的手段だと思います。今、社内の作業ルールとしてガイドをつくっているということは承知いたしました。現場からの意見や違った角度からの意見を踏まえまして、小さなPDCAを素早く回すことで大きな手戻りがないように進めていただければと思います。

日本原燃（松岡部長） 日本原燃の松岡です。

承知いたしました。

田中委員 あと、ありますか。

古作チーム員 規制庁、古作です。

体制について、もう1点だけ確認なんですけど、今日の資料だと最後のほうの4ポツ、16ページ、最後に他事業の設備も考慮したということでお話があって、先ほど河本のほうから、小さなPDCAという話がありましたけれども、組織全体としてどういうふうにマネジメントをしていくのかといった観点で、現状どういうふうに対応されているのかを御説明いただけますでしょうか。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

私としては、再処理事業として対応しておりますけれども、ほかの廃棄物管理施設ですか、燃料加工MOXの事業、あと、それから濃縮施設につきましても、なるべく頻度を上

げて打合せを実施して、共通的に認識が合うように実施しております。

それから、再処理施設等、行政相談の面談等をやる時も、再処理だけではなくて、ほかの事業も一緒に参加して、問題点を共有し、一緒に課題を解決していくということで対応しております。

マネジメントといたしましては、再処理が筆頭になりまして、再処理がほかの事業も引っ張っていくという形で進めているところでございます。

以上です。

古作チーム員 規制庁、古作です。

再処理で主に類型化なり、設備の選定といったところの考え方の整理を進めて、各事業に展開をして、全体問題ないようにまとめていくということの作業自体は、連携を図っていただければいいのかなと思っておりますけど、16ページで書かれていますのは、申請の計画とか、全体の作業計画ということになるので、その点は、それぞれやりますということではなくて、日本原燃全体としてどういうふうにやっていくのかといった考えを整理をして指示をしていくということが大事ですので、その点で、どのような工夫をされているのか、あるいは、今後どういうふうにするのかといったことをお聞きしたんですけど、その点はいかがなのでしょう。

日本原燃（小田部長） 日本原燃の小田でございます。

御指摘の点なんですけれども、当然のごとく、各事業部が、それぞれの事業に対しての責任を持っているということではあるんですが、当然当社としては本社機能がございまして、そのそういった情報は本社機能を一元化させていただいた上で、当社全体としての進め方という観点になりますから、最終的にはトップの判断を受けた上で、どう進めていくかというところは、取りまとめていくことになると考えてます。

ちょっと御指摘の点のところにつきましては、規制庁さんサイドのほうにあまり明確なところを現時点ではお見えになっていないところはあるのかもしれませんが、当然これを申請していく中で、規制庁さんのほうの審査の観点からも効率化ということを当然基本の中に当社としても考慮しないといけない部分がございますから、そこについては、各事業個別個別で検討するのではなくて、全社として、簡単に申しますと、経営的な話に近いと思いますから、トップを含めまして御検討させていただきたいといった上で御説明は今後していくことになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

古作チーム員 規制庁、古作です。

御理解いただいているようですけども、現時点では、まだその状況がよく見えてこないところがありますので、今後、社としての考えというものを明示していただくようお願いいたします。

日本原燃（小田部長） 日本原燃の小田です。

了解いたしました。ありがとうございます。

田中委員 あと。

河本チーム員 規制庁、河本です。

体制に関わる話なんですけども、この資料でいきますと、2.設工認申請対象設備の選定のところの話をさせていただきます。資料7ページのところに関係する話かと思っております。

これまで申請対象設備の選定につきましては、安重施設及び常設のSA設備を中心に約1.4万の設備を抽出しながら、その他の設工認の対象とすべき設備をこの7ページの系統図の塗り潰しのよう、漏れがないように確認しているという話があったかと思えます。一方で、当方で、今日は資料が出てきていないのですけども、先週の面談の資料におきましては、設備リストとしまして、可搬型設備の台数も含めたリストの抽出状況が説明されました。当方で許可時の説明資料等を確認していたところ、先週の設備リスト、可搬型のところなんですけども、台数が違うというところが幾つか見られました。この7ページのところは、系統図を含めて、こういうところを確認していけば、漏れがなく、抽出できるという形で作業はされているかと思うんですけれども、可搬型設備のように系統図には載っていない、抽出できない機器等について、今回作業をされた部署は、何の資料を見て作業をして、確認する部署はどのように確認したのかを説明してください。

日本原燃（佐藤副長） 日本原燃、佐藤でございます。

今の内容に関してどういう作業でその可搬型の部分という部分に関して抽出していくかというところは、現在、重大事故対処設備に関しては、詳細設計中ということもありますので、やはり今一番、我々が気にしておりますのは、前回お出ししたリストの中で、許可との数量との違いがあったというところは、大変申し訳ございませんでした。社内のほうとしては、そこをやはりちゃんと確認するという意味で、事業許可のリストのほうで書いてある数量というのが、やはり基本設計の段階では、お約束した部分になりますので、そこに関しては、しっかりと事業との整合という観点で、数のカウントというのをしっかり

とやっていくと。可搬型に関しても、設計ベースで一部ある常設との接続という部分がございますので、系統図を起こしていったりする部分がありますので、設計で図面を起こしているものは同じように確認すると。リストで単品で、先ほどおっしゃいましたように、物しか存在しないと。いわゆる購入品みたいなものに関しては、やはりリストという部分が確認対象となるかと思っておりますので、設計図書のほうと許可のほうをしっかりと見比べて、その数というのを抽出していくということを考えております。

以上でございます。

河本チーム員 規制庁、河本です。

恐らく、今の説明は、現場、施設課のほうで設計図書と、あと許可時の資料を比べながら確認するというところだったかと思うんですけども、本来であれば、それが理想的でございまして、さらに確認する別の部署がこういう切り口があるよねといえますか、基本的に設置許可の資料を見て確認するというのは、もう大前提かと思っておりますので、そもそもそれが抜けておったというのは問題かなと思っております。

一方で、5ページのスケジュールのところでございますと、一応10月中旬に事業変更許可書記載設備の抽出はFIXと書いてあるんですけども、恐らく、これはFIXというのは、仮という形で、11月の今後の作業でさらに確認をしていくということで理解しておりますので、引き続き丁寧にやはり確認をしていただければと思います。

日本原燃（佐藤副長） 日本原燃、佐藤でございます。

御指摘ありがとうございます。そのとおりにしっかりと抜け漏れなく許可等の整合性も含めて抽出していきたいと思っております。ありがとうございます。

河本チーム員 規制庁、河本です。

続きまして、今日の資料でございますと15ページ、あと16ページにもかかるところなんですけども、分割申請の考え方のところについて質問させていただきます。

15ページの(1)のところでございますように、説明があったとおり、基本的には設計の完了している設計基準対象設備のみを申請し、重大事故等対処設備は後の回数で申請するという方針が説明されました。

実際のDB、設計基準対象設備につきましては、重大事故等対処設備の機能を持つものもあるかと思うんですけども、こちらについて、どのように申請するつもりなのか説明をしてください。

日本原燃（伊藤課長） 日本原燃の伊藤です。

今、御質問のありました重大事故と設計基準に関わる、いわゆる兼用設備の申請の方針、考え方につきましてですが、基本的にはもう重大事故等対処設備の申請と合わせて申請するという事を考えております。

以上です。

河本チーム員 規制庁、河本です。

対象を確認したいんですけども、16ページには、12月中旬申請予定と書いておられて、もう一度、15ページのところでいきますと、今の説明があったとおり、設計基準対象設備のみを申請と。対象外となるのが、さらに火災防護とか、溢水防護、化学薬品防護に関する設備というのも、これは後次回に見送るという形での説明かと思うんですけども、では12月中旬申請予定で考えている施設というのは、何なのかということのポイントだけで結構ですので、説明してください。

日本原燃（伊藤課長） 日本原燃の伊藤です。

現在、12月中旬に申請を予定しているものとしたしましては、まず建物と、先ほどの分割申請の1ポツ目の設備機器を間接支持機能を有する建物としたしまして、まず使用済燃料の受入貯蔵施設と、後は前処理建屋、分離建屋、あとガラス固化建屋を建屋として申請を予定してます。

また、それに付随する設計基準に関するそれぞれの建物の中に保有している設備のほうを申請する予定でございます。

以上です。

河本チーム員 承知いたしました。

実際の対象設備の詳細につきましては、まだ作業中かと思いますが、まず面談等を通じて確認しつつ、さらに資料が、申請書の準備ができましたら、その前後にこちらのほうも確認させていただきます。

以上です。

日本原燃（伊藤課長） 日本原燃の伊藤です。

承知いたしました。

田中委員 あと、いかがですか。

古作チーム員 規制庁、古作です。

今御説明のあった12月申請予定と言われたものについて、今日の資料でも類型化をいろいろと議論して、さらに他事業の設備も考慮してということで、検討を深められた上で判

断されることかとは思いますが、その点、どうお考えになって今お話があったのか、あるいは今後どういうふうに検討を深めた形になっていくのかといったところの見通しなりをお聞かせいただけますか。

日本原燃（蝦名部長） 日本原燃の蝦名です。

15ページにも書いてあるんですが、設計の進捗というものがありますので、それを考慮した上で、できるだけ早い回次でその評価を説明できるようにしていくというのが、まず一つありまして、その後、後次回ではそれを引用して説明を効率的に行うというふうな考え方でっておりますので、まずは今、話をしました4建屋で効率的にできるだけ評価を説明できるような考え方で申請する予定でございます。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃の大久保でございます。

少し補足させていただきます。他事業も含めたということで検討を進めておりまして、再処理施設で今申し上げた4建屋を申請することで今計画を検討してございます。

他事業を含めたという意味では、廃棄物管理施設は3建屋ございます。それから、MOX燃料加工施設の建屋が一つあるということで、特にこの類型化という意味では、建物を類型化という整理でよろしいかどうかというのはありますけれども、まず審査といたしましては、建物を先行して申請して、その後、収納される機器を申請すると、あるいは同時に申請するというのを考えておりますので、できればこのMOXの建物と再処理の建物、それから廃棄物管理施設の建物は、同時に申請する方向で今検討を進めているという状況でございます。その中で、建物につきましても、建物のモデル化ですとか、あと評価部位、こういうものが廃棄物管理施設と再処理施設で共通するものがございますので、そこはなるべく効率的に御説明できるようにということも含めて他事業の設備も考慮したと。もちろん設備につきましても、共通的な部分がございますので、そういったところも類型化という形で考慮した上で、効率的な説明ができるようにということを検討しているところでございます。

以上です。

古作チーム員 規制庁、古作です。

類型化を進めていただくのは、説明の効率を図るという意味でやっていただければいいんですけど、それ以前に、そもそもそちらの申請に向けた作業ですとか、評価の作業といったものをあまり手戻りを発生しないようにやっていただきたいという、こちらが言うことじゃないかもしれませんが、効率的にこちらの指摘なりを的確に対応し、それを展開

していくということが、そちらの作業の方々も含めて重要なのではないかなというふうに思っております。

その観点からしますと、幾ら類型を取ったとはいっても、仮に申請書の記載が不備があるというようなこと、あるいは評価項目としてこういうものも入れてほしいと、入れないと基準対応として足りないというようなことが発生した場合、それぞれの申請対象に対して水平展開をしていかなきゃいけないということもあって、そういうリスクをどういうふうに考えて工程を組んでいくのか。それは事業間もそうですし、先ほど4建屋と言いましたけども、建屋間もそうですし、人数がいるから大丈夫なのかもしれないけど、それは非常に後戻りをする対応になってしまうのではないかなというのが、こちらの危惧するところです。

何分、設備が多いですので、そういったところをどうマネジメントするのか一番効率的かといったことをお考えいただけたら、こちらとしては対応しやすいのかなというふうに思ってお聞きをしました。まだ検討が不十分なようですので、その点、よく考えて検討いただければと思います。

以上です。

日本原燃（大久保部長） 日本原燃、大久保でございます。

御指摘の点、承知いたしました。なるべく手戻りがないように、アグリーに他事業、他施設にも展開して対応していけるように対応したいと思います。

ありがとうございます。

田中委員 あと。

長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

全般的な話ですけど、冒頭、松岡さんのほうから説明があったように、11月の中旬ぐらいに、取りあえず選定とか、類型化ということで、ようやく多分、我々が面談で申請に当たっているのと、我々もそんなに手間がかからない、そちらも効率的に進めるという意味で、ようやく多分、話ができるのは、11月中旬ぐらいからかなという、そういう印象なので、それはそれで進めていただくと。

今ちょっと話題になった、どういう申請の仕方をすると、お互いに効率的に進められるのか、手戻りが少ないのかとか、そういったところについて、多分その時点から話が実はできるんじゃないかなと私は思っていて、そういったこれから我々も手戻りが少ないというか、手間をかけない、工数をかけないというものに対して、いろいろ意見交換をしたい

のが、多分その時点じゃないかなというふうな印象なので、もしかしたら原燃の考えとは違っているかもしれないんですけど、私としては、ようやく11月の中旬からちょっとお話ができるんじゃないかなという気がしています。

そこで、どういう話なのかといったら、要するに、お互いに効率的に進めるというのは、必ずしも類型化だけの話ではなくて、類型が違っていても、1回説明をすると、残りのものに対しても効率的な説明になるとか、それから事業が変わったとしても説明がほぼしなくても、同じですという説明ができるのであれば、どういった申請の仕方、どういう順番でやったほうがいいのか、そういったことも含めてできますし、それから、そのときにそういうことを考えると、申請書はどのようなふうにしたほうがいいのかといった、そういう話が多分ようやくできるんだらうということで、原燃のほうもそういう話ができるような体制というか、そういう人をちゃんと置いてほしいなというふうに思っています。

今日の話伺っていると、どうも事業は事業で別だし、今、私がお話ししたようなところを画面越しで見ると、えっ、そうなんですかという顔色みたいですし、ちょっとその辺りがまだ我々の認識と多少違うのかなという印象です。

そういった観点で、これまで手戻りが多かったとか、作業方針がうまく伝えられてないということも、今後、今の話の中でも出てきそうな気がしますので、そういった点も電力のサポート、この電力のサポートというのもようやく細かい点では効いてきていると思うんですけど、違った視点へのサポートの在り方についても少し考えていただいたほうが、さらに進みがよくなるんじゃないかなという、そういう現状印象でございます。

いずれにしましても、ようやくいろんな話ができ始めてきたんじゃないかなという印象なので、それはそれでいいのかなとは思っています。これは感想も半分入っていますけど、以上ですけど、何かちょっと違うぞというところはあるですか。

日本原燃（小田部長） 日本原燃の小田です。

御質問は大変十分理解するものでございまして、長谷川管理官からお話があるように、ようやく少しずつ感じてきたかなという印象は、失礼な言い方をしますが、こちらのほうでも、やっとなさかなというところがあります。御指摘のとおり、今、特に周知しておりますのは、施設の選定とか、類型化のところではあるんですけども、それに続いております申請の作成の中でも、当然のごとく事業間の横並び、あるいは規制庁様が審査いただくに当たっての効率化という観点から、申請の作り込みとか、添付書類の中の記載ぶりなんかの調整というのはしていく必要があるというのは、十分認識しております。その分

については、今からというところも御指摘のとおりだと思いますけども、とは言いつつも、一連の類型化の議論等々含めて、まず当社自身がどういった申請をすべきかというところをまず作り込んでいく必要があるんだというふうには理解しております、現在、類型化のいろんな検討等も合わせまして、社内的には申請書の作り込みについても検討させていただいています。

加えまして、少し御懸念の点だと思いますけど、各事業部間の横並びみたいなのところについても、一応、再処理が主体となって面談等は行っておりますけども、当該情報については全事業部間の中で共有させていただいています。

規制庁さんのほうの御指摘の中で、その点については、具体的になってきたところがありますけども、今後も申請書の作り込みの中に当たりましては、当然のごとく、各事業部間の伝え送り等も含めたところについては、今後、行政相談等でお話をさせていただくことになっていくんだろうと思っております。そういった観点から、今後、引き続き御指導いただきたいと思っております。

いずれにしましても、先ほど15ページのほうで少し御説明をいたしました、建物というのが、まずベースになるというところは十分理解してございまして、その部分の中に含まれる機器というのは、当然のごとく付随して申請していかないといけない、審査していただくという項目だと思っておりますから、そういった順番につきましても、今後、考慮させていただきまして、御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

田中委員 よろしいですか。

じゃあ私のほうから最後に一言、二言述べますが、まず、本日の説明内容からすると、前回の審査会合で示された予定からは、後れているものの、作業における課題等の整理がなされ、ルールというか、軌道に乗りつつあるものと思います。日本原燃におかれましては、拙速な作業とならないよう適切な進捗管理を行いつつ、引き続き整理作業を着実に進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

よろしいですか。

よろしければ、これをもちまして本日の審査会合を閉会いたします。ありがとうございました。